第十九期決算公告

（平成三十年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	三、五五八、九三二
固定資産	一五六、六八八
資産の部合計	三、七一五、六二一
負債及び純資産の部	
流動負債	一、九一三、四〇二
（賞与引当金）	（三二八、九九五）
固定負債	一七八、一五七
（退職給付引当金）	（一五〇、五一九）
（役員退職慰労引当金）	（二六、七五二）
負債の部合計	二、〇九一、五六〇
株主資本	一、六二四、〇六〇
資本金	四五、〇〇〇
資本剰余金	四五、〇〇〇
資本準備金	四五、〇〇〇
利益剰余金	一、五三四、〇六〇
その他利益剰余金	一、五三四、〇六〇
（うち当期純利益）	（四四七、一二八）
純資産の部合計	一、六二四、〇六〇
負債及び純資産の部合計	三、七一五、六二一

平成三十年六月八日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソーユニティサービス

代表取締役　松本　信之

第三十五期決算公告

（平成三十年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	三、〇四一、九六七
固定資産	二二七、一三八
資産の部合計	三、二六九、一〇六
負債及び純資産の部	
流動負債	七三〇、五一四
（賞与引当金）	（二三、四二八）
固定負債	二八七、二四〇
（退職給付引当金）	（二五六、二七五）
（役員退職慰労引当金）	（三〇、九六五）
負債の部合計	一、〇一七、七五五
株主資本	二、二五一、三五一
資本金	一五、〇〇〇
利益剰余金	二、二三六、三五一
利益準備金	三、七五〇
その他利益剰余金	二、二三二、六〇一
（うち当期純利益）	（二八二、六一六）
純資産の部合計	二、二五一、三五一
負債及び純資産の部合計	三、二六九、一〇六

平成三十年六月六日

愛知県蒲郡市形原町北浜二八番地一

デンソー太陽株式会社

代表取締役　岩崎　正

第十七期決算公告

（平成三十年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	一、一二一、〇三四
固定資産	二八五、三一七
資産の部合計	一、四〇六、三五一
負債及び純資産の部	
流動負債	三八四、四九三
（賞与引当金）	（一四四、二八二）
固定負債	七三、〇八四
（退職給付引当金）	（六六、五〇六）
負債の部合計	四五七、五七七
株主資本	九四八、七七三
資本金	二二〇、〇〇〇
資本剰余金	二二〇、〇〇〇
資本準備金	二二〇、〇〇〇
利益剰余金	五〇八、七七三
その他利益剰余金	五〇八、七七三
（うち当期純利益）	（一四、二九〇）
純資産の部合計	九四八、七七三
負債及び純資産の部合計	一、四〇六、三五一

平成三十年六月十二日

愛知県安城市高棚町新道一番地

株式会社デンソー技研センター

代表取締役　山内　豊

第十七期決算公告

（平成三十年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部	
流動資産	七六一、九三七
固定資産	六八、五一一
資産の部合計	八三〇、四四八
負債及び純資産の部	
流動負債	四二四、五三二
（賞与引当金）	（二一、四七〇）
負債の部合計	四二四、五三二
株主資本	四〇五、九一六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	三九五、九一六
利益準備金	二、五〇〇
その他利益剰余金	三九三、四一六
（うち当期純利益）	（九一、八三九）
純資産の部合計	四〇五、九一六
負債及び純資産の部合計	八三〇、四四八

平成三十年六月五日

愛知県刈谷市昭和町一丁目一番地

株式会社デンソー郵船トラベル

代表取締役　加藤　晋也

第九期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部	
負債及び正味財産の部	一六一、九〇九
負債の部計	五四、四〇五
正味財産の部計	一〇七、五〇四
負債及び正味財産の部計	一六一、九〇九

平成三十年七月三日

京都府綾部市味方町アミダジ一二―一

特定非営利活動法人自立支援センターいかるがの郷

代表理事　坪内　晴且

配当公告

千葉県千葉市中央区中央二丁目三番一六号

破産者　株式会社サクラダ

右の者に対する東京地方裁判所平成二十四年（フ）第一四一〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権	金一、六二九、一五六、四六〇円
劣後債権	金二六七、五四八円

一、配当することのできる金額

一般債権	金一、四四九、九四九、三六一円
劣後債権	金二六七、五四八円

平成三十年七月三日

東京都中央区八重洲二丁目八番七号福岡ビル七階　破産管財人　弁護士　加茂　善仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市下田字柴沢一一二三番地

二、最後の住所岩手県盛岡市玉山区下田字柴沢一一二三番地二　被相続人　亡　山本　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

宮城県角田市角田字中島下一四八番地六オオトシビル一階角田ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市比内町扇田字新長岡九五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三浦　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市曽根田町三九番地、最後の住所福島県福島市八木田字井戸上一〇七番地の三〇　被相続人　亡　菅野喜久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所福島県福島市五老内町六番九号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　芳喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

盛岡市内丸一六番一五号内丸ビル四階藤田法律事務所　相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市高屋町三丁目一番地、最後の住所宮城県白石市字外川原三三番地一三

被相続人　亡　松永　純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

宮城県角田市角田字中島下一四八番地六オオトシビル一階角田ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市比内町扇田字新長岡九五番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三浦　末吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所秋田県大館市字部垂町三九番地三

相続財産管理人　弁護士　川田　繁幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市曽根田町三九番地、最後の住所福島県福島市八木田字井戸上一〇七番地の三〇　被相続人　亡　菅野喜久江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

事務所福島県福島市五老内町六番九号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　芳喜